

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書及び事務改善状況報告書

環境部

ごみ減量課

監査期間

平成31年2月26日から

平成31年3月15日まで

指摘事項	措置状況	検証結果
ア 契約事務において、下記のとおり不備があった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。		
(ア) 分別収集業務委託契約書の契約金額が、訂正印にて訂正されているものがあった。	今後は、契約書の金額の訂正があった場合は、契約書を訂正します。	
(イ) 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する正当な理由の記載が不明確なものが散見された。	今後は、契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する正当な理由を記載します。 (措置年月日：平成31年3月22日)	
(ウ) 予定価格を決裁しているものがあった。	今後は、契約締結伺いにおいて、予定価格についての記載はしません。 (措置年月日：平成31年3月22日)	
イ し尿くみ取り一時中止通知書について、不服申立に係る教示分の記載がされていないものがあった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。	行政不服審査法関連三法が平成28年4月から運用される際、各種通知等で教示文が記載されている場合は改正が必要という通知をいただいています。教示文の記載がなかったため、改正対象から漏れたと推測されます。 今回、監査事務局の職員からご説明いただき、顧問弁護士にも審査請求記載の是非を確認したところ、個人の権利制限にかかる行政処分に該当すると思われますので記載したほうがよいとの回答をいただきましたので、平成31年4月1日施行で要領を改正いたしました。	

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定例監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
- 2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。また、措置の内容については抽象的な表現は避け、具体的な措置の内容及び再発防止策を記載してください。
- 3 「検証結果」の欄は、措置状況報告書が提出された4～6ヶ月後に監査委員事務局より改善状況報告の依頼をします。措置状況報告後の業務において、定例監査で指摘された事項についてミスの再発防止がされていたかを検証し、その状況を記載してください。

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書及び事務改善状況報告書

環境部 ごみ減量課環境事業所

監査期間 平成31年 2月26日から
 平成31年 3月15日まで

指 摘 事 項	措 置 状 況	検 証 結 果
ア 契約事務において、業務委託契約書に公租公課等の負担責任に係る規定を設けることなく、収入印紙を市の負担としているものがあった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい、	発生原因は、契約書作成時における確認不足であり、今後は、業務委託契約書に公租公課等の負担責任に係る規定を設け、収入印紙を市の負担とする適正な契約事務をします。 (措置年月日：平成31年4月1日)	

(注) 1 「指摘事項」の欄は、「定例監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。また、措置の内容については抽象的な表現は避け、具体的な措置の内容及び再発防止策を記載してください。
3 「検証結果」の欄は、措置状況報告書が提出された4～6ヶ月後に監査委員事務局より改善状況報告の依頼をします。措置状況報告後の業務において、定例監査で指摘された事項についてミスの再発防止がされていたかを検証し、その状況を記載してください。